

時間・空間フレームにおける犯罪報道研究

著者	大谷 奈緒子, 四方 由美, 川島 安博, 小川 祐喜子, 川上 孝之, 松本 憲始
著者別名	OTANI Naoko, SHIKATA Yumi, KAWASHIMA Yasuhiro, OGAWA Yukiko, KAWAKAMI Takayuki, MATSUMOTO Kenji
雑誌名	東洋大学社会学部紀要
巻	53
号	1
ページ	35-50
発行年	2015-11
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00008218/

時間・空間フレームにおける犯罪報道研究*¹

Framing Analysis of Criminal Reports in the Japanese Media

大谷奈緒子	Naoko OTANI
四方 由美*	Yumi SHIKATA
川島 安博**	Yasuhiro KAWASHIMA
小川祐喜子***	Yukiko OGAWA
川上 孝之****	Takayuki KAWAKAMI
松本 憲始*****	Kenji MATSUMOTO

はじめに

本稿は、犯罪報道において個人情報およびプライバシー情報に関する情報がどのように報道されているかについて、2013年10月の「三鷹ストーカー殺人事件」を報じた新聞記事を対象に数量的分析を行った。また、記事内容を時間・空間フレームによって分類し、現代日本の犯罪報道が犯罪の何を焦点化して情報を伝えているのかを検討するとともに過去の犯罪報道の事例と比較しながら、現在の犯罪報道における問題点についても考察した。

1. 犯罪報道の変遷

犯罪報道の在り方は、その問題点を1970年代後半に日本弁護士連合会が指摘して以来議論され、犯罪報道における被疑者・被害者の名誉棄損、プライバシー侵害、被疑者の犯人視報道などが問題とされてきた（日本弁護士連合会、1976）。例えば、日弁連は、犯罪報道によって引き起こされる名誉棄損やプライバシー侵害などの問題について、「少なくとも無罪の推定を受けているはずの被疑者・被告人に対しては、原則として、氏名を公表することなく報道すべきである」と主張している。また、浅野健一（1984、2004）は、報道記者の立場（当時）から一貫して、「事件が報道されるべきで、個

*四方由美 宮崎公立大学

**川島安博 現代社会総合研究所

***小川祐喜子 東洋大学

****川上孝之 明海大学総合教育センター

*****松本憲始 東洋大学

人の名前を知らせる必要はない」として匿名報道を推奨した。これらの報道とプライバシーをめぐる議論は現在も続く争点の1つとなっている。

他方、犯罪報道を行うマス・メディア側では、いくつかの契機を経て報道姿勢を変化させている。例えば、1980年代末にすべてのマス・メディアが被疑者を呼び捨てから容疑者呼称に転換したほか、2000年6月に日本新聞協会は新聞倫理綱領を全面改定し、「人権の尊重」の項目を設けるなどの措置を行ってきた（日本新聞協会編集委員会、2006）。

加えて、近年の法制度変更も、マス・メディアの犯罪報道に影響を与えている。平川宗信（2010）によれば、個人情報保護法（2003年）をはじめ報道・情報に関する法制度が強化されたことで、報道に変化がみられるとする。例えば、日本新聞協会では、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（2004年）の公布を受け、2008年に「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表した。また、犯罪被害者等基本法（2005年）に基づいて閣議決定された犯罪被害者等基本計画は、警察発表で被害者を匿名にすることを盛り込んでいる。

2. 問題の所在

犯罪報道研究の領域では、近年多くの成果が蓄積されつつあるものの、犯罪報道の諸課題を解決するには十分ではない。犯罪報道とプライバシーをめぐる議論や、犯罪報道に対するマス・メディアの変化に関する実証的な検証をふまえた議論が十分行われていないからである。また、犯罪報道の効果を実証していく分析も未整備な部分がみられる。

牧野智和（2012）によれば、これまでの犯罪報道研究は、人権問題として犯罪報道をとらえ、法律上の議論を含めプライバシーと報道の自由、知る権利と報道規制、少年犯罪（少年法）と報道などを論じたもの（人権問題としての犯罪報道研究）、具体的な事件または事件の種類別（殺人事件など）に報道を数量的／質的に分析したもの（犯罪報道の実証研究）、犯罪報道をリスク報道ととらえ犯罪不安やモラル・パニックと関連付けたもの（犯罪報道の効果研究）などに整理されるという。そして、中でも犯罪報道の実証研究および犯罪報道の効果研究については、これまでの研究成果を評価しながらも、犯罪報道に関する客観的知見は十分と言えるほど積み重ねられていないと指摘している。また、報道量分析の追跡調査、新聞各紙でのメディア・フレームの共振、映像メディア分析、国際比較といった点も研究上の課題としてあげている。加えて、犯罪不安とマス・メディアとの関連については、一貫した明確な知見は未だ得られていないと指摘している。

本稿では、牧野の指摘の1つにあたる、新聞各紙でのメディア・フレームをめぐる課題を取り上げ、分析を試みた。メディア・フレームによる分析を用いることにあたっては、マス・コミュニケーション研究における効果論、特にマス・メディアによる議題設定機能（McCombs, M.E. & Shaw, D. L. 1972=2002）やフレーミング効果（Entman, R.M. 1993）を参考にした。議題設定機能は、犯罪報道

においてどのような事件や出来事が伝えられ、強調されているのかに関する分析に示唆を与える。また、選択と顕出性に関わるフレーミング効果は、犯罪報道が報じたテキストの中でより際立たせられているのが事件や出来事のどのような側面であるかを明確にし、因果的解釈や道徳的評価がどのように行われているのかを知る手掛かりを示唆する。

多く引用されるフレーミングの定義は、「認識された現実のある側面を選択し、それらを伝達するテキストの中でより際立たせることであり、そうすることによって、何が問題なのかの明確化、因果的解釈、道徳的評価、そして・あるいは望ましい対処方法を促す」(Entman,R.M.1993)ものである。メディア・フレームの受け手への影響はフレーミング効果と呼ばれるが、フレーミング研究はこのフレーミング効果の検証を目的としている。

フレーミング研究の試みとして、水野志保(2005)は、汎用型フレームを用いた研究を行っている。水野の試みは、従来のフレーミング研究では特定争点を対象にした争点特定型フレームによる分析が多く、様々な争点に応用可能な汎用型フレームを用いた分析が望まれている(竹下俊郎,2003)という指摘を汲んだものである。水野は、2004年におきた「佐世保・小6死亡事件」の『朝日新聞』の記事を、「個人」「コミュニティ」「社会」の3フレームから構成される「空間フレーム」、「過去」「現在」「未来」の3フレームから構成される「時間フレーム」という2つの分析軸を用いて分析した。分析から、空間フレームでは「個人」と「社会」が多く、時間フレームでは「現在」が多いこと、フレーム間の関係では「個人」と「現在」の組み合わせ、「社会」と「現在」の組み合わせが多いという結果を得ている。

メディアが犯罪事件をどのように伝えるかは、受け手の事件に対する考え方や感じ方に影響を及ぼす可能性があり、その影響・効果を検証するうえで、水野が用いた時間・空間フレームによる分析は1つの有用な試みと考える。

本稿では、犯罪報道研究の流れを受け、近年おこった犯罪事件の1事例において、事件報道で個人情報およびプライバシーに関する情報がどのように伝えられているのか、かつ事件情報は時間・空間フレームという分析軸からみてどのような事柄が焦点化されているのかを明らかにすることを試みた。なお、分析で用いる時間・空間フレームは、水野(2005)のコーディングルールを参考にした。

3. 分析対象事件の概要と経過

本稿では近年の犯罪報道の事例として、2013年10月の東京都三鷹市で女子高校生(当時18歳)が刺殺された「三鷹ストーカー殺人事件」を取り上げる。

「三鷹ストーカー殺人事件」は、2013年10月8日午後4時55分頃、東京都三鷹市の路上でおきた。被害者は三鷹市在住の私立高校3年生で、被疑者は京都市右京区在住の元交際相手(当時21歳)であった。被疑者は同日18時30分頃に殺人未遂で逮捕されている(『朝日新聞』、2013年10月10日朝刊・

同月30日朝刊)。

事件前、被疑者と被害者はフェイスブックを通じて知り合い交際を始め、その後別れている。被疑者が携帯電話の着信やメールの受信を被害者から拒否されたことに恨みを募らせ、ストーカー化し殺害に及んだとされている(『毎日新聞』、2013年10月10日朝刊)。

被告の初公判は、2014年7月22日に裁判員裁判(東京地裁立川支部)で開始された。同年8月1日の裁判員裁判判決において、林正彦裁判長は「犯行動機はあまりに一方的で身勝手。被害者の名誉をも傷つけ悪質だ」とし、懲役22年(求刑・無期懲役)を言い渡されている(『朝日新聞』、2014年8月2日朝刊)。

しかし、2015年2月6日の東京高裁での控訴判決で、大島隆明裁判長は、公判前手続きで証拠調べの範囲や方法を検討した結果がないだけでなく、画像投稿の結果や影響の立証は書類で足りるのに、警察官の過剰な証人尋問が行われたと判断(『毎日新聞』、2015年2月7日朝刊)し、懲役22年とした一審の東京地裁立川支部判決について、「起訴されていない名誉棄損罪を実質的に処罰しており、違法だ」(『朝日新聞』、2015年2月7日朝刊)として、一審判決を破棄し審理を地裁に差し戻した。

2015年2月20日、東京高検は上告を断念したと発表、一審で裁判員が選り直され、審理がやり直されることになっている(『朝日新聞』、2015年2月21日朝刊)。

4. 分析

(1) 分析概要

①分析期間と記事抽出方法

分析期間は、事件が最初に新聞掲載された2013年10月9日から11月9日までの1ヶ月とした。1ヶ月という区切りは、水野による分析で事例とした事件記事の約70%が事件後3週間に集中し(水野、2005:1)、その後は裁判などを契機に掲載されるにとどまったため、類似の傾向がみられた今回の分析でも、分析期間を事件後1ヶ月に限定した。

記事抽出は『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の各記事データベースを利用した。各紙において「三鷹」をキーワードに記事抽出し、その中から「三鷹ストーカー殺人事件」該当記事を選定した。分析対象記事は計32件で、その内訳は『朝日新聞』9件、『毎日新聞』13件、『読売新聞』11件であった。

②内容分析の方法

記事の内容分析は、2つの方法からアプローチした。1つは本研究グループが過去に分析した既知データとの比較を念頭に、被害者・被疑者の個人情報およびプライバシーに関する情報が開示される頻度を分析した(島崎哲彦ほか、2012)。2つ目は水野(2005)の時間・空間フレームを参考にし、

事件記事がどのような視点から書かれているのかを分析した。

分析は、コーダーがコーディングシートを用いて記事をコード化した。コーディングシートは、「新聞名」「掲載年月日」「記事掲載刊別」「記事の掲載面」「記事の種類」「記事分類」「時期分類」「写真掲載の有無」の基本項目、プライバシー情報・個人情報に関連する項目、時間・空間フレームに関連する項目をコード化できるようにつくられている。

個人情報およびプライバシーに関する情報に関連する項目では、被害者およびその家族、被疑者およびその家族を対象に、それぞれの「呼称」、「住所（所在地）」、「個人属性に関する情報」、「写真・イラスト」の掲載状況をコード化する。

加えて、「祖父」「祖母」「その他の親族（肉親を含む）」「友人」「知人」「同級生」「恋人・愛人（元恋人・元愛人も含む）」「職場関係者」「その他の関係者」についても、記事への登場の有無を確認したが、本稿では被害者と被疑者についてのみ着眼した。

なお、コード化にあたっては、1枚のコーディングシートに朝刊・夕刊を含めた1日分の記事を重ねてチェックする方法をとっている。

時間・空間フレームに関連する項目では、記事内容を時間フレームで分類した後、空間フレームで再分類した。

時間フレームは、以下の3フレームで構成される（水野、2005）。「過去」フレームは、過去に起きた類似の事件の提示や、被害者・被疑者の学校生活の様子など事件に直接関係ない過去の出来事に焦点を合わせている。「現在」フレームは、事件や事件の関連情報（今起きていることあるいはすでに起きたこと、今後すぐに起きること）を示す。「未来」フレームは、長期的な事件の影響や解決方法などの提示を指す。

空間フレームも、以下の3フレームで構成される（水野、2005）。「個人」フレームは被害者、被疑者、家族、同級生、友人らの行為や反応、背景などの個人に焦点を合わせたもの、「コミュニティ」フレームは事件のあった学校や事件発生地域といったコミュニティに焦点を合わせたもの、「社会」フレームは事件発生の都道府県や他の都道府県、国内の反応や議論などに焦点を合わせたもので、この3フレームによって記事を分類した。

コード化にあたっては、2名のコーダーの判断で、1記事に対し、時間フレームと空間フレームそれぞれ最も該当するフレームを1つ選定していった。

（2）個人情報およびプライバシーに関する情報

個人情報およびプライバシーに関する情報の開示頻度については、「氏名」「呼称」「住所」「個人属性に関する情報」「写真・イラスト」の項目で、以下の傾向がみられた。

被害者は、『毎日新聞』を除き「氏名」「名字のみ」と「呼称：さん」の組み合わせで報じられるが、『毎日新聞』では実名を掲載せず、「女子生徒」という「仮名（仮の名前）」で報道されていた。

他方、被疑者は、「氏名」「名字のみ」と「呼称：容疑者」の組み合わせで報じられることが多い。

表1 呼称

■被害者

	計	氏名 (両方がある) (名字と名前の)	名字のみ	名前のみ	仮名 (仮の名前)	呼称..ちゃん..くん	呼称..さん	呼称..氏	呼称..氏名呼び捨て	呼称..名字のみ呼び捨て	呼称..名前のみ呼び捨て	呼称..その他 (具体的に)
全体	32	7	5	—	1	—	7	—	—	—	—	28
	100.0	21.9	15.6	—	3.1	—	21.9	—	—	—	—	87.5
朝日新聞	7	3	1	—	—	—	3	—	—	—	—	7
	100.0	42.9	14.3	—	—	—	42.9	—	—	—	—	100.0
毎日新聞	14	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	13
	100.0	—	—	—	7.1	—	—	—	—	—	—	92.9
読売新聞	11	4	4	—	—	—	4	—	—	—	—	8
	100.0	36.4	36.4	—	—	—	36.4	—	—	—	—	72.7

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ。

■被疑者

	計	氏名 (両方がある) (名字と名前の)	名字のみ	名前のみ	仮名 (仮の名前)	呼称..犯人	呼称..容疑者	呼称..加害者	呼称..被告 被告人	呼称..受刑者	呼称..死刑囚	呼称..氏名呼び捨て	呼称..名字のみ呼び捨て	呼称..名前のみ呼び捨て	呼称..その他 (具体的に)	
全体	32	25	24	—	—	—	25	1	—	—	—	—	—	—	—	12
	100.0	78.1	75.0	—	—	—	78.1	3.1	—	—	—	—	—	—	—	37.5
朝日新聞	7	6	6	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	3
	100.0	85.7	85.7	—	—	—	85.7	—	—	—	—	—	—	—	—	42.9
毎日新聞	14	11	10	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	100.0	78.6	71.4	—	—	—	78.6	—	—	—	—	—	—	—	—	7.1
読売新聞	11	8	8	—	—	—	8	1	—	—	—	—	—	—	—	8
	100.0	72.7	72.7	—	—	—	72.7	9.1	—	—	—	—	—	—	—	72.7

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ。

また、事件発生1時間半後に容疑者が逮捕されたため、実名が記事の第1報から報道されていた。これは全紙とも同じ傾向にあった（表1参照）。

「住所」掲載は、「住所1」（都道府県まで表記）、「住所2」（市区町村名まで表記）、「住所3」（字名以下表記）という3レベルで掲載を確認した。いずれかのレベルで住所が開示される割合は、被疑者（46.9%）が被害者（15.6%）を上回る。ただし、被害者は「住所3」（字名以下）まで表記されているのに対し、被疑者は「住所2」（地区町村名）までしか表記されていない（表2参照）。

そのほか、個人情報およびプライバシーに関する情報については、被害者では「職業」（90.6%）、「性別」（81.3%）、「年齢」（78.1%）が全体的に多いほかに、「見た目（外見）」が9.4%、「趣味・趣向」と「実家関係事項」がそれぞれ6.3%掲載されている。他方、被疑者は全体的に「年齢」（71.9%）、「職業」と「性別」（ともに28.1%）のほか、「見た目（外見）」（12.5%）、「異常性の示唆」（9.4%）、「性格・人間性（内面的なもの）」と「実家関係事項」（ともに6.3%）の順が多い。これらのうち、性別や年齢など個人属性に関連する被疑者の情報の掲載率は、被害者に比べて高くない（表2参照）。

「写真・イラスト」においては、イラストの掲載はみられない。写真の掲載は、被害者の「顔写真」が9.4%、被疑者の「顔写真」が6.3%、被疑者の「その他の写真」が12.5%掲載されている。『朝日新聞』では、被害者の写真は掲載していなかった。逆に被疑者に対しては、全紙とも「顔写真」もしくは顔が分かる連行写真を掲載していた（表2参照）。

（3）時間・空間フレームの視座

記事を時間・空間フレームにしたがって分類すると、以下の傾向が見られた。全体として、空間フレームでは、「個人」が58.5%、「コミュニティ」が13.2%、「社会」が28.3%（表3参照）、他方、時間フレームでは、「過去」が13.2%、「現在」が60.4%、「未来」が26.4%と分類された（表4参照）。

新聞社別にみると、空間フレームでは、全紙とも「個人」が最も多く占めるが、『毎日新聞』では「コミュニティ」と「社会」への割合が他紙に比べて多い（表3参照）。

時間フレームでは、『読売新聞』が他紙に比べて「現在」が1割程度少なく、「過去」が多いものの、「未来」が記事全体の4分の1を占めている点は3紙共通している（表4参照）。

また、時間および空間の2つのフレームを掛け合わせて分析すると、「個人」×「現在」フレームが最も多く、次いで「社会」×「未来」フレームが多い。新聞別にみると、僅かな差はあるものの、各紙とも同傾向にあった（表5参照）。

フレームの掛け合わせ別に、具体的な記事内容をみると、「個人」×「過去」フレームでは、被害者の高校や芸能活動の様子、被疑者が高校時に所属した部活のことなどについて、被害者、被疑者の人柄や生活の様子など、事件に直接関係のない過去について書かれている。「個人」×「現在」フレームでは、事件の状況や動向を示す内容が多くを占める。「社会」×「過去」フレームは、過去に起きた類似のストーカー事件を提示している。「社会」×「未来」フレームでは、事件を防ぐ方法に

表2 個人情報およびプライバシーに関する情報

■被害者

	性別	年齢	住所1 (都道府県名まで表記)	住所2 (市区町村名まで表記)	住所3 (字名以下表記)	職業 (幼稚園児・保育園児含む)	元職業	役職 (具体的に)	元役職	学校名・施設名・保育園名・幼稚園名 (卒業した学校など含む)	学歴	出身地	勤め先の名前のみ	元勤め先の名前のみ	勤め先の住所	
計																
全体	32	26	25	—	4	1	29	—	—	—	—	—	2	—	1	
	100.0	81.3	78.1	—	12.5	3.1	90.6	—	—	—	—	—	6.3	—	3.1	
朝日新聞	7	6	5	—	—	1	6	—	—	—	—	—	1	—	—	
	100.0	85.7	71.4	—	—	14.3	85.7	—	—	—	—	—	14.3	—	—	
毎日新聞	14	13	12	—	4	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—	
	100.0	92.9	85.7	—	28.6	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
読売新聞	11	7	8	—	—	—	9.0	—	—	—	—	—	1	—	1	
	100.0	63.6	72.7	—	—	—	81.8	—	—	—	—	—	9.1	—	9.1	
計																
全体	32	—	—	3	—	2	—	2	—	3	—	—	—	8	—	
	100.0	—	—	9.4	—	6.3	—	6.3	—	9.4	—	—	—	25.0	—	
朝日新聞	7	—	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	
	100.0	—	—	14.3	—	14.3	—	14.3	—	—	—	—	—	14.3	—	
毎日新聞	14	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	4	—	
	100.0	—	—	7.1	—	7.1	—	—	—	7.1	—	—	—	28.6	—	
読売新聞	11	—	—	1	—	—	—	1	—	2	—	—	—	3	—	
	100.0	—	—	9.1	—	—	—	9.1	—	18.2	—	—	—	27.3	—	

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ。

■被疑者

	性別	年齢	住所1 (都道府県まで表記)	住所2 (市区町村名まで表記)	住所3 (字名以下表記)	職業	元職業	役職 (具体的に)	元役職 (具体的に)	学校名・施設名(卒業した学校など含む)	学歴	出身地	勤め先の名前のみ	元勤め先の名前のみ	勤め先の住所	元勤め先の住所		
計	32	9	23	2	13	—	9	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	
全体	100.0	28.1	71.9	6.3	40.6	—	28.1	—	—	—	—	3.1	—	—	—	—	3.1	
朝日新聞	7	3	6	—	4	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100.0	42.9	85.7	—	57.1	—	71.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
毎日新聞	14	1	10	1	3	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
	100.0	7.1	71.4	7.1	21.4	—	—	—	—	—	—	7.1	—	—	—	—	—	7.1
読売新聞	11	5	7	1	6	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100.0	45.5	63.6	9.1	54.5	—	36.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	病歴	性癖	見た目(外見)	異常性の示唆	趣味・趣向	性格・人間性(内面的なもの)	経済状況	実家関係事項	責任能力の有無	顔写真	家写真	その他の写真(具体的に)	イラスト	その他(具体的に)	該当なし	
計	32	—	—	4	3	1	2	—	2	—	2	—	4	—	20	4
全体	100.0	—	—	12.5	9.4	3.1	6.3	—	6.3	—	6.3	—	12.5	—	62.5	12.5
朝日新聞	7	—	—	2	1	1	—	—	—	1	—	1	—	2	2	—
	100.0	—	—	28.6	14.3	14.3	—	—	—	14.3	—	14.3	—	28.6	28.6	—
毎日新聞	14	—	—	1	1	—	1	—	1	—	1	—	2	—	10	2
	100.0	—	—	7.1	7.1	—	7.1	—	7.1	—	7.1	—	14.3	—	71.4	14.3
読売新聞	11	—	—	1	1	—	1	—	1	—	—	1	—	8	—	—
	100.0	—	—	9.1	9.1	—	9.1	—	9.1	—	—	9.1	—	72.7	—	—

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ。

表3 空間フレーム

	計	個人	コミュニティ	社会
全体	53 100.0	31 58.5	7 13.2	15 28.3
朝日新聞	15 100.0	10 66.7	1 6.7	4 26.7
毎日新聞	19 100.0	9 47.4	4 21.1	6 31.6
読売新聞	19 100.0	12 63.2	2 10.5	5 26.3

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ。

表4 時間フレーム

	計	過去	現在	未来
全体	53 100.0	7 13.2	32 60.4	14 26.4
朝日新聞	15 100.0	1 6.7	10 66.7	4 26.7
毎日新聞	19 100.0	2 10.5	12 63.2	5 26.3
読売新聞	19 100.0	4 21.1	10 52.6	5 26.3

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ。

表5 時間フレーム×空間フレーム

計	過去			現在			未来		
	個人	コミュニティ	社会	個人	コミュニティ	社会	個人	コミュニティ	社会
全体	53 100.0	6 11.3	1 1.9	0 0	25 47.2	6 11.3	0 0	0 0	15 28.3
朝日新聞	15 100.0	1 6.7	0 0	0 0	9 60.0	1 6.7	0 0	0 0	4 26.7
毎日新聞	19 100.0	2 10.5	0 0	0 0	7 36.8	4 21.1	0 0	0 0	6 31.6
読売新聞	19 100.0	3 15.8	1 5.3	0 0	9 47.4	1 5.3	0 0	0 0	5 26.3

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ。

ついて専門家の見解を示して説明したり、事件が発生した数日前、2006年10月3日に施行された「改正ストーカー規制法」に関連させて論じるなど、今後のストーカー対策と警察の在り方などについて言及するものが多かった。以上の分析から、犯罪報道において被疑者より被害者の方がプライバシー情報や個人情報を掲載されるケースが少なくないといえる。

5. 犯罪報道の比較

次に、先の分析でみられた報道傾向について、過去のケースと比較をすることで、報道の変化と問題点について検討した。

(1) 2006年秋田児童連続殺人事件・分析知見との比較

①2006年秋田児童連続殺人事件の分析知見

島崎ほか(2011)による「秋田児童連続殺人事件²⁾」の報道分析において、被害者の報道については、事件発生(2006年4月10日夕刊)から男児殺害で逮捕(2006年6月4日夕刊)まで、被疑者の報道については、男児殺害で逮捕(2006年6月5日朝刊)から男児殺害容疑で再逮捕まで(2006年6月25日夕刊)、以下のようなプライバシー情報や個人情報の開示傾向がみられた。

被害者女児の呼称は「氏名」(52.2%)と「呼び方(さん)」(34.8%)、「呼び方(ちゃん、くん)」(24.6%)が多く、「年齢」は50.7%、「職業」は33.3%、「学校名」が30.4%掲載されている。被害者女児の「住所」の掲載は、「都道府県」が1.4%、「市区町村名」が8.7%、「字名以下」が2.9%となる。個人情報およびプライバシーに関する情報では、「年齢」(50.7%)が突出し、以下、「職業」が39.1%、「学校名」が33.3%、「見た目(外見)」と「趣味・趣向」がともに1.4%を占める。写真は「顔写真」(1.4%)が掲載された。

同期間に新たに発生した殺人事件の被害者男児については、「氏名」と「呼び方(ちゃん、くん)」がともに76.8%で、「住所」の掲載率は「都道府県」が5.8%、「市区町村名」が33.3%、「字名以下」が8.7%である。個人情報およびプライバシーに関する情報は、「年齢」が62.3%、「学校名」が49.3%、「職業」が44.9%となり、「性格・人間性(内面的なもの)」が10.1%、「見た目(外見)」が4.3%掲載された。「写真・イラスト」の掲載率は、「顔写真」と「家写真」がそれぞれ1.4%、「その他の写真」が2.8%、「イラスト」は1.4%となる。短期間に同様の事件が発生したことで、報道が過剰になっていくことが窺い知れる。

他方、被疑者については、事件発生から男児殺害で逮捕までの時点では「呼び方(犯人)」(13.0%)の表記が多く、容疑者呼称は用いられていない。「住所」は「市区町村名」が2.9%、「字名以下」が1.4%、「年齢」が4.3%、「職業」と「病歴」がともに1.4%となっており、逮捕時の個人情報およびプライバシーに関する情報の開示は多くはない。「写真・イラスト」について、イラストの掲載はなく、写真は「その他の写真」(2.9%)の掲載があった。

男児殺害で逮捕から男児殺害容疑で再逮捕までの期間では、圧倒的に個人情報およびプライバシーに関する情報についての報道が多くなる。呼称は「氏名」(88.1%)と「呼び方(容疑者)」(89.6%)が9割弱を占める。「住所」は「市区町村名」までの表記が23.9%と多いが、「字名以下」(1.5%)の表記もある。個人情報およびプライバシーに関する情報について掲載率が高いのは「年齢」(79.1%)と「職業」(34.3%)で、以下、「性格・人間性(内面的なもの)」が7.5%、「経済状況」と「実家関係事項」がともに6.0%、「出身地」と「異常性の示唆」がともに4.5%、「責任能力の有無」が3.0%、「勤め先の名前のみ」「病歴」「見た目(外見)」「趣味・趣向」(それぞれ1.5%)と、個人情報およびプライバシーに関する情報の開示は多岐に渡る。「写真・イラスト」については、「顔写真」が3.0%、「家写真」が1.5%、「その他の写真」が4.5%掲載されている。

② 2つの事例報道の比較

被害者の呼称に関しては、「氏名」と（年齢に応じて）呼称が「ちゃん、くん」「さん」で報じられる傾向に変わらない。「秋田児童連続殺人事件」の被害者の実名は全紙で公表されているが、「三鷹ストーカー殺人事件」では分析対象期間中、『毎日新聞』で実名が掲載されることはなかった。そのほかの個人情報およびプライバシーに関する情報については、「三鷹ストーカー殺人事件」で減少している項目もあるが、多岐に渡る情報を掲載している事実に変化はない。

被疑者については、「秋田児童連続殺人事件」の事件発生から男児殺害で逮捕までは、容疑者が逮捕されない期間が含まれるため「呼称：犯人」の掲載があるが、逮捕後の男児殺害で逮捕から男児殺害容疑で再逮捕までの期間はほぼ、「氏名」と「呼称：容疑者」となる。実名と容疑者という呼称に関しては、「三鷹ストーカー殺人事件」と変わらない。「住所」については、「秋田児童連続殺人事件」は「字名以下」の表記があるが、「三鷹ストーカー殺人事件」ではない。個人情報およびプライバシーに関する情報（30項目）について、掲載率の変化はあまりないものの、「秋田児童連続殺人事件」では30項目のうち22項目が掲載されているのに対し、「三鷹ストーカー殺人事件」では15項目となっている。たとえば、「病歴」などそもそも被疑者に該当しない項目が含まれるケースも考えられるが、今回の2つの報道の比較においては、「三鷹ストーカー殺人事件」で開示情報が少なくなっているといえる。

（2）水野の時間・空間フレームとの比較

①2004年佐世保・小6死亡事件の知見のまとめ

水野（2005）が長崎県佐世保市で2004年6月におきた「佐世保・小6死亡事件」を事例としたフレーム分析では、空間フレームが「個人」52%、「コミュニティ」7%、「社会」41%、時間フレームが「過去」12%、「現在」85%、「未来」3%となっており、空間フレームでは「個人」「社会」が多く、時間フレームでは「現在」が多いことを明らかにした。さらに、「現在」フレームの具体的な内容については、警察や学校、被害者の保護者、被疑者の弁護人の発表・コメントが多くを占めること、事件直後は被疑者と被害者の関係や学校での様子についてなど「過去」フレームを用いた記事がわずかに存在していたが、事件後3週間以降はなくなったこと、いずれの時期でも「未来」フレームはほとんど用いられていなかったこと、時間・空間フレームの掛け合わせでは、「個人」×「現在」フレーム、「社会」×「現在」フレームという組み合わせの記事が多いこと（水野、2005）を明らかにした（表6参照）。

「佐世保・小6死亡事件」では、「未来」フレームはほとんど使用されていない。このことについて、水野は「個人と現在が多用されていることは、事件に対する読者の考え方・感じ方（例えば責任の所在や対策のあり方）に何らかの影響を及ぼす可能性がある。そして、未来フレームが少ないということは問題提起と動機の解明に終始し、今後とるべき対策についてヒントをあまり提供していないことを表している」（水野、2005：2）と指摘している。

表6 時間×空間

	個人	コミュニティ	社会	合計
過去 (%)	7 (77.78)	1 (11.11)	1 (11.11)	9 (100)
現在 (%)	32 (50)	4 (6.25)	28 (43.75)	64 (100)
未来 (%)	0 (0)	0 (0)	2 (100)	2 (100)
合計	39	5	31	75

(出典：水野志保、2005)

② 2つの事例報道の比較

ここで「佐世保・小6死亡事件」と「三鷹ストーカー殺人事件」のフレームを比較する。共通点としては、「個人」×「現在」フレームが多いことがあげられる。これは事件報道の性質上、被疑者、警察、事件関係者の動向や捜査の動向に関する記事が多いことを表す。

2つの報道の違いについては2点あげられる。1つは「三鷹ストーカー殺人事件」の「過去」フレームについてである。特に、「個人」×「過去」フレーム記事が多いということは、事件に直接関係しない個人の過去を伝えるものであり、このことは、人びとの事件や被疑者に対する心証に大きな影響を与えるものである。後に「三鷹ストーカー殺人事件」は裁判員裁判で審理を行うこととなった。実際の審理期間における事件の記事数は多くはないものの、その審理過程において事件後の報道内容が裁判員へ潜在的に影響を与えることが考えられる。

2つ目は、「三鷹ストーカー殺人事件」において、「社会」×「未来」フレームが多くなっていることである。同様のストーカーによる事件が多発する中、2000年に「ストーカー規制法」が成立したものの、その後、2011年12月に発生した長崎県西海市でストーカー被害を訴えていた女性の実家の母親と祖母が男に刺殺された事件や、2012年11月に神奈川県逗子市で起きた殺人事件を契機に、「改正ストーカー規制法」が2013年6月26日に成立、同年10月3日に全面施行されたばかりであったという社会的状況も後押しし、社会全体としての今後のストーカー対策、警察の在り方などについて言及するものが多くなっている。

おわりに

「三鷹ストーカー殺人事件」の分析を通して、被害者・被疑者とも犯罪報道において個人情報およびプライバシー情報に関する情報の掲載が少なからずみられる。特に、被害者については、「個人」×「過去」フレームの中で、学校や芸能活動の様子、人柄、将来の夢など多岐に渡って掲載される。

また、被疑者については、「個人」×「現在」フレームの中で、事件の詳細や捜査の状況が明らかにされることで、被疑者の行動や犯行の様子などが報道されていた。そして、現在の犯罪報道の在り方については、2004年と2006年の犯罪報道と2013年「三鷹ストーカー殺人事件」とを比較することで、①個人情報およびプライバシー情報に関する情報の種類はいまだ多岐に渡るものの、その掲載率に変化がみられること、②被害者の実名は掲載せず、仮名で報道すること、③将来的な事件の解決方法や防止策についての「社会」×「未来」フレームで語る記事が増加していることの点において過去の報道分析との違いが確認できた。

「個人」×「過去」フレームによる報道は、事件とは直接関係のない内容である。この内容を含む記事や、個人情報およびプライバシー情報に関する情報の掲載が、犯罪報道にとってどのように位置づけられるのか、今後さらに多くの犯罪報道を時系列に分析することで、犯罪報道の問題点と在り方について議論する必要がある。

注

- 1 本研究は、2012～2015年度科学研究費補助金（基盤研究（C））（研究代表者大谷奈緒子）で実施した「犯罪報道における問題の顕在化と受け手の報道評価に関する実証的研究」の研究成果の一部を発表するものである。本研究の構成員は、共著者の他に、島崎哲彦（現代社会総合研究所）、赤尾光史、薬師寺克行（東洋大学）、伊達康博（帝京大学）、緒川直人（東洋大学）、柳瀬公（東洋大学）、福田朋実（現代社会総合研究所）である。
- 2 2006年4月9日、秋田県藤里町で女児（9歳）の行方がわからなくなり、翌10日、自宅から南へ約10km離れた能代市内の川で遺体で発見された。同年5月17日、今度は女児宅の2軒隣の男児（7歳）が行方不明になり、18日午後、約12km離れた川岸で遺体で見つかった。同年6月4日、男児殺害容疑で、女児の母親が逮捕され、翌月7月18日に女児殺害容疑で再逮捕された。

《引用文献》

- 浅野健一（1984）『犯罪報道の犯罪』学陽書房
- 浅野健一（2004）『新版 犯罪報道の犯罪』新風舎
- 島崎哲彦・原山哲・大谷奈緒子・小川祐喜子・柳瀬公・福田朋実・信太謙三・赤尾光史・四方由美・川島安博・川上孝之・田中智仁（2011）「現代における犯罪報道の現状と課題」、『東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクティブ・リサーチ・センター研究年報』第8号：PP. 3-26
- 島崎哲彦・大谷奈緒子・小川祐喜子・伊達康博・柳瀬公・福田朋実・赤尾光史・四方由美・川上孝之（2012）「犯罪報道における被疑者および被害者の実名とプライバシーの取り扱い—明治期から現代までの変遷と問題点に関する実証的研究—」、『東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクティブ・リサーチ・センター研究年報』第9号：PP. 3-15
- H.D. ラスウェル（1954）「社会におけるコミュニケーションの構造と機能」, W. シュラム編, 学習院大学社会学研究室訳, 『マス・コミュニケーション』, 創元社, (W.Schramm, (ed), Mass Communications, The University of Illinois Press, 1949)
- 平川宗信（2010）『報道被害とメディア改革』解放出版社
- 牧野智和（2012）「犯罪報道研究の現状と課題」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』20号-1：pp. 13-24
- 水野志保（2005）「少年事件報道のフレーミング —佐世保・小6死亡事件のケース—」日本社会心理学会大会発表論文集 第46回大会（2005年）ポスター発表
- 日本弁護士連合会編（1976）『人権と報道』日本評論社
- 日本新聞協会編集委員会（2006）『実名と報道』日本新聞協会
- 日本新聞協会（2008）「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」（2008年1月16日 http://www.pressnet.or.jp/statement/report/080116_4.html）, 2015年7月21日閲覧）

- 高木強 (2010) 「日本ジャーナリズムの特質」早川善治郎編著『新版 概説 マス・コミュニケーション』学文社
- 竹下俊郎 (2003) 「メディア・フレーミング効果に関する実証的研究」『平成12、13年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書』
- Entman, R.M. (1993) Framing: Toward clarification of a fractured paradigm. *Journal of Communication*, 43 (4)
- McCombs, M. E., & Shaw, D. L. (1972) The agenda-setting function of mass media. *Public Opinion Quarterly*, 36, 176-187. (谷藤悦史編訳 (2002) 「マス・メディアの議題設定の機能」谷藤悦史・大石裕編訳『リーディングス政治コミュニケーション』一藝社)

【Abstract】

Framing Analysis of Criminal Reports in the Japanese Media

Naoko OTANI

Yumi SHIKATA

Yasuhiro KAWASHIMA

Yukiko OGAWA

Takayuki KAWAKAMI

Kenji MATSUMOTO

The objectives of this study are twofold: (1) we examine how privacy/personal information about criminal cases are reported in the Japanese media based on quantitative analyses; and (2) we investigate the foundations on which the Japanese media reporting criminal cases are based in terms of “time frame” (i.e., past, present and future), and “space frame” (i.e., personal, community, and society). Our analyses are based on the *Mitaka Stalker case* in which the victim was murdered in 2013.